

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年9月29日（火）定例会閉会后 議場

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）安 田 篤
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員（0名）

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員 雑賀主事

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 安東議事調査担当主任
先灘調整官

傍聴者

石橋議員 今城議員 岡村議員 尾沢議員 門脇議員
報道関係者0人 一般0人

協議事件

- 1 市議会12月定例会の日程について
- 2 議会運営に関する提案事項について
- 3 その他

~~~~~

## 午後1時51分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、市議会12月定例会の日程についてでございます。資料1を御覧ください。既に御案内しておりますが、こちらの内容で12月定例会を行いたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 では確認いただきました。

ここで執行部の皆様は御退席願います。

暫時休憩といたします。

## 午後1時51分 休憩

## 午後1時52分 再開

○稲田委員長 それでは再開いたします。

協議事件2、議会運営に関する提案事項について、最初(1)でございます、委員会におけ

るインターネット中継について説明を求めます。

議会事務局安東さん。

**○安東議会事務局議事調査担当主任** 失礼します。そうしましたら、委員会におけるインターネット中継についてと書いてあります資料2を御覧いただけますでしょうか。

こちらのほうの御説明をさせていただきます。今回のこの御説明につきましては、大きく3点御説明をさせていただきます。1つ目は設備関係、2つ目は配信方法について、3つ目で合わせた費用についてを御説明させていただこうと思います。

そうしましたら、まず設備関係ですけれども、2枚めくっていただきまして、3枚目に別添を添えております。こちらを一度御確認いただけますでしょうか。このたびの委員会室におけるインターネット配信の設置イメージを書かせていただきました。有線マイクにつきましては丸で示しております。ちょっと見にくいですが、三角で委員長席と傍聴議員席のほうにそれぞれカメラ2台をつけております。ハンドマイク、こういった今私が使っているこのワイヤレスマイクについても2本ということで、使う場所を想定したのが下の主な設備のところを書かせていただいております。こういったイメージで設備関係のほうを考えております。

1枚目に戻っていただけますでしょうか。まず設備関係のほうを御説明いたします。今回はパターンを2つ考えました。一つは議場並み、本会議場で行われているような設備を想定したもの、もう一つはそれを簡易化したものということで、この2つのパターンを比較するような表で御説明をさせていただきます。まず、映像についてですけれども、カメラはどちらに、パターンのどちらにしても2台想定はしております。ただ、カメラについては可変型か固定式かということで、特徴としましては一人一人、本会議のように一人一人ズームして、テロップも差し込んでいくような形にするか、もしくは固定式、定点カメラでその映像、執行部側と委員側ということで、その2点を定点で映し出すような形で映す方法かというところで考えております。このときの特徴としましては、固定式のほうですけれども、発言者に合わせて、こちらの事務局の手動で映像切替えを行うような形で、ビデオスイッチャーを使うことで、その切替えを行うということで考えております。その下のほうに、それぞれ金額を打っておりますけれども、これぐらいの金額の差があるというところと、米印でもし仮になんですけれども、カメラを1台どちらか一方での1点で映すということも考えますと、およそ40万下がるような見積りが取れました。続きまして、下の段のマイク・音響についてでございます。こちらにつきましては、パターン1、パターン2ともに同じ本数、同じ性能、同じものを使って考えております。ただ、違いますのはパターン1のほうですとシステムを使いますので、発言者が今までのように、こうスイッチを押してとかっていうのが全くありません。事務局のほうで操作をしましたら、そのまま発言が、何も操作いらずに発言ができる、もしくはそのパターン2のほうでしたら、発言者一人一人がスイッチのオンオフを押していただいて発言するという、そういった違いがございます。大きなメリットとしましては、パターン1のほうですと、テロップ等入りますので、誰が発言したかというようなところが分かってまいりますし、パターン2のほうになりますと、金額が大きく下がりますので、その安価というところと、カメラスイッチで事務局は操作するのみですので、その辺りの負荷が少ないというところが挙げられます。逆にデメリットとしましては、パターン1のほうは費用がとても高額になるというところと、システムを使いますので、一人は専属で必ず操作員が必要というところが出てまいり

ます。また、パターン2のほうのデメリットとしては、テロップが入りませんので、どなたが発言されているかどうかというところが見えてこないというところがありまして、設備関係のトータル費用としましては、このような金額で差が出ております。

めくっていただきまして、次に配信関係のほうの御説明をいたします。配信については主に2つ方法がございます。一つは今本会議で契約してありますように、事業所が提供するサービスを使って配信する方法が一つ、ASP方式という方法になります。もう一つは、有名なところでユーチューブですとか、そういったところの動画配信サイトを使う方法、動画配信方式、こちらの2つの方法で配信する方法がございます。また配信の種類としましては、ライブ中継と録画配信ともにする方法もしくは録画配信のみのこの2とおりで考えております。この2つの主なメリットとしましては、事業所に任せるASP方式のほうですと、データ管理が事業所のほうが一括で行いますので、そういった管理が容易というところですか、あと映像が事業所が用意したホームページがありますので、そういった映像検索がしやすいような仕組みになっております。あと実際、トラブルでサイトが見えないということがないようにバックアップを取っているというところが強みだと思われま。一方で動画配信方式になりますと、金額が安価というところと、グーグルですとかヤフーのような検索エンジンで検索ができる点もメリットになるかと思われま。一方のデメリットですけれども、事業所に任せるASP方式のほうはどうしても委託費用がかかってしまうというところがございますし、契約する事業所によって、更新時とか、必要な機材が変わってくる可能性が、必要になってくるものが発生する可能性があるというところがございます。一方の動画配信方式のほうのデメリットとしましては、動画配信サイトが何かの関係で見えなくなったというときに代替する手段がないというところがございます。その下の費用ですけれども、ASP方式のほうは何社か見積りを取りまして、会社によって計算の方式が変わっておりますので、仮にA社、B社とさせていただきますけれども、ライブ中継と録画配信をする方法ですと、A社についてはおよそ180万から260万のような差の開きがございます。また、B社についてはライブ配信をするかしないかによって、およそ320万から140万の開きがあるというようなところでございます。また、動画配信方式にしますと、費用は関係するソフトですとか、ハード類を少し買い足す必要があるというところで、二、三万程度というように書き方をさせていただいております。先ほどのASP方式の内訳ですけれども、先ほど申し上げたA社につきましては、年間契約という方法かもしくは1日何万というように形の2つの契約の方法がありました。年間契約のほうは184万8,000円ということで、これは録画配信のみにしても同じ金額になります。また、単価方式については、一時期5月頃に委員会を本会議場でやったのも配信したことがありましたけど、そのときの単価計算を基に、令和元年度の実績を当てはめた、およその金額を入れさせていただいております。また、違う会社になりますと、単価契約での計算にはなるんですけれども、ライブ中継の有無で、先ほど申し上げたような金額の開きが出ております。下の段になります。この設備関係と配信関係合わせた金額を主なものとして並べさせていただきました。ここで申し訳ありません。一つ訂正がありまして、パターン1と書いてあるところの下の段、パターン2のASP方式(ライブ・録画)というところなんですけれども、数字が間違っておりまして申し訳ありません。905万2,000円と書いてあるんですけれども、正確には805万2,000円の間違いでした。9が8というところで、申し訳ありません。ここだけ訂正をお願いいたします。続けさせていただきます

す。先ほどの設備関係・配信関係を含めた費用比較、上のほうが一番高額なもの、一番下のほうが安価になったとしてもこれぐらいかかるというところで、比較できるように書かせていただきました。以上が御説明の内容になります。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。まず御覧いただいたように、複雑というか、なかなか見えないものですから、インターネット上のことは。その点理解がなかなか1回の説明だけでは難しい点があると思います。また、金額もやはり高価なものが出てきております。こちらもちろん持ち帰りいただきまして、また次回開催日程は最後その他のところで触れたいと思いますが、各委員におかれましてはまた不明点等あれば、議会事務局に問い合わせさせていただく等の対応をお願いいたします。

次に移ります。(2)陳情結果の記載事項について、こちらはさきの議会運営委員会で背景のほうはもう説明、皆様にしておりまして、具体的に提案内容をというところで、としておりました。土光委員からももとは出発でございましたので、土光委員から提案をいただきたいと思います。

土光委員。

**○土光委員** 陳情結果を陳情者に報告する場合、どういう記載事項かということですよ。私の案ということで当然陳情結果採択か不採択か、そのときに私は賛成・反対の数も入れたほうがより分かりやすい、親切だと思います。だから、何対何で採択になった、不採択になった、結果。それから、もう一つは、理由という言い方をしてる、今までしましたが、なかなかこれが理由だみたいなの、議会としての統一見解って難しいので、私は審議の経過、例えばこんな賛成の意見があった、こんな反対の意見があった、本会議では討論もありますから、こんな内容の賛成・反対の意見があった。そういった経緯を書いて、それで採決の結果こうなったというふうな形にすればいいのではないかと思います。実は議会だよりは事実そんな感じで書かれていると思います。結果があって、賛否一覧があるので、何対何も結果的に分かるのですが、陳情結果書いて、そのところに賛成意見はこんなんがあった、反対意見はこんなんがあったというふうな書き方をしていると思います。ああいう感じで私はいいのではないかと思います、ということです。

**○稲田委員長** 確認で伺わせてください。議会だよりのその部分は、今賛成・反対という部分は委員会でのことが書かれていて、本会議場で最終的な部分は載らないことになっていきますよね、結果は載りますけど、過程は載らない。なぜその委員がこちらのほうに賛成したか反対したか。それは、それまでにあった経過、経緯を載せればいいのかということですか。

土光委員。

**○土光委員** 議会だよりの例にすればいいのではないかといたのは、だから、多分言われるとおりの、議会だよりの賛成意見、反対意見は多分委員会での内容を書いているのだと思います。私は本会議は事実上それで委員長報告を受けて、それは委員長報告は委員会でのどんな賛成の意見があった、どんな反対の意見を言うだけだと思います。通常はそれを基に採決するので、委員会の賛成・反対の意見が事実上本会議での賛成・反対の理由になると思うのですが、ただ本会議は討論というのがありますので、もし討論の中で委員会の賛成・反対の意見と別な視点のがあれば、それを書き加えればいいのではないかと思います。

**○稲田委員長** そういたしますと、討論があれば、なければ載せようがありませんので、あればその内容を載せてはどうかという意見ですか。

土光委員。

**○土光委員** 討論の内容が委員会での賛成の意見、反対の意見とかぶる場合は、別にいいと思いますが、別な視点での討論の場で賛成・反対の意見があれば、それも私は載せても、つまりそういった全体の意見を基に、最終的に本会議で採決されているということになりますので、別な視点での討論の中での賛成意見、反対意見があれば、それも書き加えればいいのではないかと思います。だから、あくまでも賛否がした理由ではなくて、審議の経緯という意味で記載すればいいのではないかと思います。

**○稲田委員長** 経緯全般を載せてはどうかという…。ただ、どの内容をどこまでの分量で載せるかというのはまだちょっとここではすぐには決めようがないと思いますが、それを含めて、また委員の皆様にご意見を伺えればと思います。最初のほうに言われたのは、採択・不採択を全て理由審査の過程をとというのは、議会だよりではなくて、陳情提出者御本人にという意味だったのでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** ここでいう陳情結果の記載事項というのは陳情者本人に結果を通知するときの記載事項の意味ですよ。基本的に私はそういうもともと提案者は私で、そういった意味で提案しています。

**○稲田委員長** そうすると、陳情提出者に対しては、委員会での経緯と本会議の経緯に関して、ある程度の情報を、加えて討論があれば、そのこともお伝えするべきであるということです。それは陳情提出者に対してで、議会だよりに対しては特にはないということ、それとも議会だよりに載せるんだったら、先ほど討論の部分は載せてもいいのではないかとということだったのでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 議会だよりにどう書くかというのは、提案のときは頭になかったので、多分今までは委員会の、一つ例えば、一つの事例で委員会の結果と本会議の結果が逆になったケースがありますよね。そのときに、あの件では陳情者には理由とか経緯は一切書かずに通知をしていました。ただし、議会だよりではそれぞれちゃんと賛成の意見、反対の意見記載されてきました。だから、そこに本会議の討論で新しい視点の賛成・反対があれば、もちろんその内容にもよりますが、記載すべきものは記載してもいいのではないかと思います。

**○稲田委員長** そうしますと、このやりとりはまた議事録を見ながら、確認をさせていただきますけれども、主には陳情提出者のことが第一だということですね、回答するとき。議会だよりは併せて検討すべき、それともそこは特段そこまでは思っていないかの確認をさせてください。

土光委員。

**○土光委員** もともとの陳情結果の記載事項云々という提案をしたのは、あくまでも陳情者にお知らせするとき、どういうことを書いたらいいかというつもりで言っています。議会だよりの例を出したのは、一つ参考になるのではないかとという意味で言及しただけで、議会だよりにどう書くかということに関して、ということと特に意見を述べているわけではないです、今は。

**○稲田委員長** そういたしますと、陳情提出者に対して、どのように回答するかという視点で考えさせていただきたいと思います。

では、この2つにつきましてですが、次の3のその他に移らせていただきます。

インターネット中継に関しましては先ほど申したとおりと同じでございますが、金額がかなり高額なものが想定されております。また、なかなか機械の仕組み等々で一度には理解が進まない部分もあると思います。そういったことを加味いたしまして、次回は時間をしっかり取って行いたいと思いますので、11月以降の議会運営委員会の開催で、その場で皆様からまた持ち寄っていただいた意見で議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でこちらから用意したものは終わりでございます。委員の皆様から何かございませうでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長ございますか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午後2時11分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清